

令和3年度第1回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和3年6月25日(金)	
委員(敬称略)	第一分科会長	枝松 広朗 あおば公認会計士共同事務所 公認会計士
	委員	笥 淳夫 学校法人工学院大学建築学部 教授
	委員	遠山 康 遠山康法律事務所 弁護士
審議対象期間	原則として令和3年1月1日～令和3年3月31日の間における調達案件	
抽出案件	9件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	9件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等(※書面による質疑応答をまとめたもの)	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり
【審議案件1】 審議案件名 : 関東信越厚生局麻薬取締部九段庁舎内における什器移動、電源増設、間仕切設置役務 資格種別 : - 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、新規であり、落札率が100%であるため 発注部局名 : 関東信越厚生局 契約相手方 : 株式会社シミズ・ビルライフケア 予定価格 : 2,409,000円 契約金額 : 2,409,000円 落札(契約)率 : 100% 契約締結日 : 令和3年3月15日		
(調達の概要) 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。		
意見・質問		回 答
随意契約理由書には、当該合同庁舎の管理運営業者であるA社の許可がない施工業者が施工を行った改装箇所は管理サービスの対象から除外する契約となっていると書かれています。A社がPFI事業者であれば、仕方のない事かもしれません。しかし、この案件のような改装工事が必要なときは、予定価額の算定が求められているため、参考見積りを複数者から取る必要が出てきます。契約予定者1者からのみではなく、PFI事業者から紹介を受けるなどして、最低2者の参考見積りを取るべきだと思いますが、如何でしょうか。		当該案件の場合、PFI事業者から業者が指定されておりますが、複数の業者から見積もりを取得できるかどうか検討し、実施に努めてまいります。
PFI事業の契約には、工事を行う場合等、最低2者から見積りを取る旨を入れることは可能でしょうか。今後同じ問題が起きることが予想されます。		当該庁舎は財務省より入居可能な庁舎を割り当てられて入居しており、準備段階から当局が関与していくことは難しい状況ではありますが、PFI事業の契約に、最低2者から見積もりを取る旨を盛り込むよう、管理官署に要望する機会があれば意見を伝えてまいりたいと存じます。
PFIによる施設管理が行われているので契約先が限られていて随意契約となったことは理解できるが、予定価格を算出する際に随意契約予定先からの見積りに従う以外の方法は無かったのか。すなわち、随意契約予定先との価格交渉の余地はなかったのか。		本件については、随意契約予定先との価格交渉を実施したところ、応じて頂けませんでした。随意契約において、予定価格の範囲内であっても、できるだけ国に有利な契約を結べるよう、相手方と価格交渉について引き続き折衝してまいります。

<p>予定価格の算定にあたっては、参考見積価額をそのまま使用するのではなく、過去の実績、実勢価額、需給状況等を加味して分析的に決定することが必要であると考えますが如何でしょうか。参考見積価額は参考値に過ぎず、適正な市場価格が反映されたものとは限りません。</p>	<p>随意契約の金額の合理性については、事業者の資産、信用、技術力、履行能力等の要素も加味することで、担保しています。しかしながら、当該案件の場合、PFI事業者から業者が指定されておりますので、参考見積価格を予定価格としておりますが、今後は価格及び価格以外の要素を加味した予定価格となっているか分析的に決定することが必要であると考えております。</p>
<p>随意契約とすることの合理性と契約金額の合理性とは別問題であると考え。本件においては、随意契約とすることの合理性は認められると考える。他方、契約金額の合理性については、契約相手方の見積金額を予定価格とし、それがそのまま契約金額となっているが、契約金額の合理性はどのように担保されているのか。</p>	<p>随意契約の金額の合理性については、複数の業者から見積もりを徴取していない等、契約金額の合理性を検討するにあたっての比較材料が不十分なため、契約金額の合理性が適切に判断できないので、今後、可能な限り、複数の業者から見積もりを取得するよう改めます。</p>
<p>(分科会長の意見) 審議の結果、調達案件として特に問題はありますが、当会委員より以下の改善事項が出されていますのでご検討をお願いします。適正な予定価格を算定するためには、PFI事業者指定の事業者1者からのみ参考見積りを取るのではなく、PFI事業者指定の事業者2者以上から取るようにPFI事業者と交渉または契約に入れる等の施策を取る必要性があるのではという点です。</p>	

【審議案件 2】
 審議案件名 : 日本点字図書館自動制御設備改修その他工事監理業務
 資格種別 : 建築関係コンサルタント (「B」又は「C」ランク)
 選定理由 : 一般競争入札 (総合評価落札方式) を実施している案件中、1 者応札であり、落札率が低い
 発注部局名 : 大臣官房会計課
 契約相手方 : 株式会社東建築設計事務所
 予定価格 : 2,963,400円
 契約金額 : 1,551,000円
 落札(契約)率 : 52.3%
 契約締結日 : 令和3年1月8日

(調達の概要)
 一般競争入札 (総合評価落札方式) を行ったところ、1 者応札があり、株式会社東建築設計事務所が契約の相手方となった。落札率は52.3%である。

意見・質問	回答
<p>落札率が52%となっています。その原因をどのように分析していますか。予定価格が高過ぎたということはないですか。</p>	<p>国土交通省が定めた算定方法により、業務人日数を算出しており、予定価格が高過ぎたということはないと考えております。また、落札した東建築設計事務所にヒアリングしたところ、平成 30 年度に日本点字図書館エレベーター更新整備工事と外壁改修等整備工事の工事監理業務を実施した経験があるため、日本点字図書館の状況を把握できており、営業努力により非常に金額を抑えて入札したとの回答があったため、今回の落札率になったと分析しております。</p>
<p>同一施設の別件監理業務の受注実績があるものの、他者が応札しない中で低落札率での落札となると、業務品質への懸念を払拭できないが、この点は大丈夫なのか。</p>	<p>業務品質を確保するために、建築工事監理業務委託特記仕様書にて、配置予定の技術者に資格や工事監理業務の実績、経験年数、手持ち業務の件数を指定しておりますので、問題ないと考えております。</p>
<p>1 者応札となってしまいました。業者へのお声がけ等公告以外に広く周知する方法は取らなかったのですか。</p>	<p>設計業務を行った業者へも声かけをしましたが、声かけはそこのみであったため、応札が少なかったものと考えます。今後はより多くの業者に声かけするなど広く周知していきたいと考えます。</p>
<p>「一者応札になった要因分析」には推測が書かれている(「・・・が考えられる。」「・・・と考えられる」など)が、一者応札になった要因を調査はしていないのでしょうか。</p> <p>また、今後同種の契約において一者応札を無くすための工夫は考えられますか。</p>	<p>一者応札になった要因の調査として、今回の入札に参加しなかった設計者のA社にヒアリングしております。その結果、業務開始時期が年明けであったため、手の空いている技術者が既になかったとの回答がありました。</p> <p>今後はより多くの業者に声かけするなど広く周知していきたいと考えます。</p>
<p>業務期間に照らすと、業者は人繰り等に苦勞するだろうから、準備期間を長めにとってあげるために公告時期を早める等の対応をすれば、応札者が現れやすかった(＝一者応札になりにくかった)のではないか。そうであるとしたら、そのような対応をとれなかったのはどうしてなのか。</p>	<p>本案件につきましては、令和 2 年度内に設計・工事・監理の一連の業務を完了する必要があり、それぞれで入札を行ってから業務を執行することを踏まえて、会計部局とも調整しながら、各業務における必要な実施期間をあらかじめ設定し、実施スケジュールを立てておりました。</p> <p>その中で、監理業務においては工事と一体的なものではあるものの、工事の入札結果で業者が確定しないと監理業務を行うことはできないため、公告時期については工事の入札公告より遅らせる必要がありました。</p> <p>ただし、設計及び工事の入札・業務期間はほぼ当初のスケジュール通りに進められていたことから、設計業務の公告時期につきましても妥当な時期に行われたと考えております。</p>

	<p>【参考】業務スケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(公告日)</th> <th>(契約日)</th> <th>(履行期限)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○設計業務</td> <td>R2. 5. 28</td> <td>R2. 7. 4</td> <td>R2. 10. 9</td> </tr> <tr> <td>○工事</td> <td>R2. 10. 23</td> <td>R2. 11. 30</td> <td>R3. 3. 24</td> </tr> <tr> <td>○監理業務</td> <td>R2. 12. 7</td> <td>R3. 1. 8</td> <td>R3. 3. 24</td> </tr> </tbody> </table>		(公告日)	(契約日)	(履行期限)	○設計業務	R2. 5. 28	R2. 7. 4	R2. 10. 9	○工事	R2. 10. 23	R2. 11. 30	R3. 3. 24	○監理業務	R2. 12. 7	R3. 1. 8	R3. 3. 24
	(公告日)	(契約日)	(履行期限)														
○設計業務	R2. 5. 28	R2. 7. 4	R2. 10. 9														
○工事	R2. 10. 23	R2. 11. 30	R3. 3. 24														
○監理業務	R2. 12. 7	R3. 1. 8	R3. 3. 24														
<p>(分科会長の意見)</p> <p>予定価格が高過ぎたのではないか、一者応札を回避するために十分な公告期間を確保していないのではないか、そして公告以外の周知方法を取っていないのではないか、というような疑問点が指摘されました。審議の結果、調達案件として特に問題はありませんが、発注の平準化等の対策を含めて、これらの疑問点が惹起しないよう、なお一層の努力をお願いしたいと思います。</p>																	

【審議案件3】	
審議案件名	: 国立障害者リハビリテーションセンター監視カメラ用設備更新工事一式
資格種別	: 建設工事—電気通信工事（「B」又は「C」ランク）
選定理由	: 一般競争入札（最低価格落札方式）を実施している案件中、1者応札であり、落札率が最も高いため
発注部局名	: 国立障害者リハビリテーションセンター
契約相手方	: 橋電株式会社
予定価格	: 9,639,692円
契約金額	: 9,570,000円
落札(契約)率	: 99.3%
契約締結日	: 令和3年2月15日

(調達の概要)
 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者応札があり、橋電株式会社が契約の相手方となった。落札率は99.3%である。

意見・質問	回答
当該工事は監視カメラ用設備の更新工事であり、技術的に難易度が低く、比較的多くの工事業者が参加できる工事であると推察できます。しかし、1者応札となってしまいました。工事業者へのお声がけ等、公告以外にもう少し広く周知する方法は取らなかったのですか。	技術的に難易度が低く、特に個別に声かけ等をしなくても多くの業者の参加が予想できたため、公告のみの周知方法とした。
予定価額の算定につきましては、落札者以外の工事業者2者から参考見積りを取っています。直接工事費については両者の見積価格のうち低い方を採用しましたが、市場価格として適正であることを見積比較以外の方法で科学的に検証しましたか。	市場価格として適正であるかどうかは、見積比較以外では特に検証しておりませんが、複数の業者から見積書を徴取することで、適正性が担保されていると考えます。
落札率が非常に高く100%に近いものとなっています。その理由をどのように分析していますか。	予定価格を立てる際、参考にした想定機種を、落札者も使用することになったため落札率が高かったものと考えます。
どうして公告期間が12日間と短かったのでしょうか。より以前より公告を始められなかったのでしょうか。 公告期間が短く、かつ、工期も短期間となる入札となったのはどうしてか。	予算の執行計画の関係で、当該工事の予算の確保ができたのが、1月に入ってからであり、年度内に工事を完了させるため、公告期間及び工期が短くなった。
1者が参加資格の不適合とのことですが、どのような理由で不適合になったのでしょうか。	入札参加資格を「電気通信」のBまたはC等級としていたが、競争参加資格確認申請書の提出のあった2者のうち1社のランクがA等級であったため、当該業者を不合格とした。
既存設備においてA社製品が使用されているので、当該既存設備の更新である本件においても同社製品が使用されることを想定していたのか。	既存設備がA社製品を使用しており、今後のメンテナンス等を考えた場合、機種を統一したほうが良いため、A社製品を想定していた。
落札者はA社製品を使用するのか。	落札者はA社製品を使用しています。
A社製品は、本件のような工事の施工業者であれば容易に入手できるのか。	A社製品は、この類の機器では業界で最も有名なメーカーの1つであり、どの業者でも容易に入手することが可能です。
既存設備の新設工事を担当したのも落札者か。	既存設備の新設工事は当該建物の新築時に合わせて整備されたものであり、今回の落札者とは別になります。

(分科会長の意見)

一者応札になった原因として、入札公告期間が十分に確保されていないのではないかという疑問、応札者を確保するために積極的な入札情報のPR活動が行われていなかったのではという疑問等が提起され、また、予定価格の算定過程においては、予定価格の科学的な検証が不十分ではないかという疑問も提起されました。審議の結果、調達案件として特に問題はないですが、努力目標としてこれらの点についてより積極的な対処をお願いしたいと考えます。

【審議案件4】	
審議案件名 : 4階機械室自動給水加圧ポンプユニット更新工事請負契約	
資格種別 : -	
選定理由 : 随意契約 (少額随契) を実施している案件中、契約率が100%になっているため	
発注部局名 : 国立感染症研究所	
契約相手方 : 株式会社日立プラントサービス	
予定価格 : 2,497,000円	
契約金額 : 2,497,000円	
落札(契約)率 : 100%	
契約締結日 : 令和3年1月19日	

(調達の概要)
 会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第2項に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
参考見積りの依頼先として2者が選定されています。どうしてこの2者が選定されたのかその理由を教えてください。選定の透明性を確保するための方策は特にありますか。	過去に同種の工事を担当したことのある業者を選定した。実施可能と思われる業者4者(製造メーカー含む)に幅広く声をかけた(1者は他の業務が立て込んでおり見積不可との回答があった。また製造メーカーは、ほぼ定価での見積であったため、より安価な2者の見積を選択した)。
現状の自動給水ポンプユニットはどの業者から調達されたものですか。	A社(当庁舎建設時の衛生関係工事を担当した業者)
穿った見方をすると、少額随契とするために見積価額を250万円以内に敢えて抑えたようにも取れますが、どうでしょうか。	250万円を超えた場合は入札となることも想定していたが、1日でも早い修繕が必要な状況であったため、少額随契とした。
この工事の納期は1.5ヵ月とされています。その期間この装置が稼働しなくても業務に支障はなかったのですか。	納期までの期間は、ポンプのインバーター部分が故障していたため、インバーターを介さず強制的に連続運転にしていた。連続運転は、モーターが過度に稼働するため最悪の場合焼けたり、配管に負荷がかかって破裂したりする可能性があり危険なため、一日でも早く修繕を行わないと持ちこたえられない状態であった。
随意契約の予定価格を「業者2者の見積もりのうち、安価な額を予定価格とする」と記載されていますが、かつてこのような予定価格の立て方について本委員会からの問題意識を伝えた質問に対して、貴研究所からは「今後は、見積金額を参考にしつつ過去の調達実績額と比較するなどして予定価格の算出を検討いたしたい。」との回答を得ています。 今回はどうして安価な額をそのまま予定価格としたのでしょうか。	過去の調達実績は無かったため、製造メーカーへも定価の見積を依頼したが調達時には定価から相当の額値引きされるとの回答を得ており、参考となる資料が得られなかった。緊急性もあったため、今回安価な額をそのまま予定価格とした。
予定価格算出の根拠が契約相手方の提出した見積書なのであるから、契約率が100%となるのは当然であるとも考えられるが、このような理解は誤っているか。	契約時再度見積書を依頼した際に値下げをする業者も希にあるが、100%となることが多く、当然と言える。
予定価格算出のために見積書の提出を依頼するに当たり、依頼先選定の基準はあるのか。	空調・配管等の設備の工事の実績がある業者に依頼した。
予定価格算出のために提出された見積書2通を比較すると、見積金額の差額はポンプユニット機器の差額にほぼ等しいところ、契約相手方の見積書にある「65BNBME3.7」というのは、他者の見積書にある「65BNBME3.7N」の従来機(他者のものが後継機)のようである。この理解が正しいとすれば、本件において従来機による更新としたのは、金額面で有利であるからか。	見積書上型番の最後に「N」が付いていないが、実際に取り付けられたものは「N」であり、いずれの業者も後継機での見積であった。 発注時は、後継機か否かは問わず、金額での比較をした。

(分科会長の意見)

審議の結果、特に問題はありませんが、予定価格の算定過程において、次の点について当会委員より指摘がありましたのでご留意下さい。2者の参考見積価格のうち安価な方を採用したということですが、これに対し科学的検証が不十分ではないかという点です（過去にも指摘有り）。したがって、今後は過去の実績、実勢価格等の調査を必ず実施し、より分析的な算定方法を採用するとともに、参考見積り依頼先の選定にあたっては、過去の実績にとらわれず新規事業者の開拓をも積極的に進めて透明性のある参考見積りの入手に努めて頂きたいと思います。

【審議案件5】

審議案件名 : シーケンス試薬の購入契約
 資格種別 : 物品の販売(「A」、「B」又は「C」ランク)
 選定理由 : 一般競争入札(最低価格落札方式)を実施している案件中、落札率が100%であり、1者応札であるもののうち、契約金額が高いため
 発注部局名 : 国立感染症研究所
 契約相手方 : 株式会社薬研社
 予定価格 : 9,747,738円
 契約金額 : 9,747,738円
 落札(契約)率 : 100%
 契約締結日 : 令和3年1月29日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社薬研社が契約の相手方となった。落札率は100%である。

意見・質問	回 答
<p>参考見積書の依頼先が3者あります。これら3者を選定した経緯を教えてください。透明性はどのように担保されていますか。</p>	<p>当初における試薬購入・研究機器等に係る契約実績が比較的多い3者を選定しました。入札公告後に仕様書とともに参考見積り依頼をかけているため透明性は確保されていると考えます。</p>
<p>このうち2者が入札に参加しませんでした。理由はどこにあるとお考えですか。</p>	<p>不参加の理由を確認しましたが、その他の案件がたてこみ忙しいため参加を失念した社が1者、海外在庫の取寄せとなり輸送期間にずれが生じた場合対応できない恐れがあったため参加を見送った社が1者でした。</p>
<p>予定価額の算定方法として参考見積りのうち最も安価な見積価額を予定価額としているとありますが、この価額が適正なものであるとするために、過去の取引あるいは他部門の取引の調査等その他の科学的な検証手続きは行いましたか。</p>	<p>過去の取引実績及び業者の示した標準単価を確認し、金額に大きな乖離がないことを確認しました。なお、予定価格の作成においては、購入時期等により、価格の変動が起こる可能性があることを踏まえ参考見積書を取得しました。</p>
<p>3者とも同一製品と見受けられますが、落札者が他2者と比較して最も安価な価額で見積りができた理由はどこにあるとお考えですか。3者の品質に差はないと考えていいのですか。</p>	<p>調達物品は指定しているため、品質に差はないと考えてよろしいかと思います。落札者が他の業者と比べて安価な見積もりが出た理由について、当方も業者の内情まではわかりかねますが、いままでの取引先との付き合いや納入実績等により取引価格に差が生じているか、企業努力による割引の差ではないかと推測いたします。</p>
<p>本件に限らず、今回の抽出対象となった案件の中で、貴研究所において一般競争入札を実施している44案件の中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者応札が34件 ・落札率100%が25件 ・1者応札で落札率100%が19件 <p>でした。</p> <p>一方、他の2つの試験研究機関が一般競争入札を実施している50案件を見ると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者応札が6件 ・落札率100%が3件 ・1者応札で落札率100%が2件 <p>でした。</p> <p>研究内容、調達内容などが異なる試験研究機関を単純に比較はできないとは思いますが、あまりにも貴研究所において1者応札と落札率100%の案件が多いように見受けられます。</p> <p>このことについて、どうしてこのような状況が生まれたのか、今後これらを改善する余地はあるのか、そのための具体策はどのように考えられるのかについて教えてください。</p>	<p>予定価格は、複数者の見積のうち一番安価な金額をもって予定価格としているところです。制度上仕様書は公告後でなければ公開することはできないため、参考見積書は公告後に取得することとしております。そのため、標準単価から可能な限り割引きされた入札書の価格と同額の提出を受けることも多く、落札率が100%となる可能性が高いと考えます。</p> <p>1者応札が多い原因ですが、試薬や研究機器等の購入については、出入りの業者の参加のみとなることも多く、業者ごとに得意なメーカーや製品等が少なからずあるからか、声掛けをしても参加を見送る等の状況も発生しているのではと推測しています。新規業者の検索や声掛け、3庁舎間で広く公告を行う等の対応を粘り強く行っていきたいと考えておりますので、何卒お願いいたします。</p>

<p>予定価格算出の根拠が契約相手方の提出した見積書なのであるから、落札率が 100%となるのは当然であるとも考えられるが、このような理解は誤っているか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
<p>(分科会長の意見)</p> <p>審議の結果、特に問題となる事項はありませんが、当会委員より、以下の点について指摘がありましたので、改善を進めて頂きたいと思えます。すなわち、貴研究所はこの案件に限らず一者応札・落札率100%の案件が他の研究機関に比しかなり多いのではとの指摘を受けています。入札価格が高止まりしないように、競争性を担保するために、入札情報の積極的なPRや新規事業者の開拓など、より多くの入札参加者の獲得に向けて努力をお願いしたいと思います。</p>	

【審議案件6】

審議案件名 : 新型コロナウイルス遺伝子検査 (変異解析) にかかる単価契約
 資格種別 : -
 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、新規であり、契約率が100%であるため
 発注部局名 : 国立感染症研究所
 契約相手方 : 株式会社エスアールエル
 予定価格 : 28,446,000円
 契約金額 : 28,446,000円
 落札(契約)率 : 100%
 契約締結日 : 令和3年2月10日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
<p>随意契約理由書に、令和3年度にかけて遺伝子検査業者を6~10者程度契約する予定、との記載があります。当該遺伝子検査業者の選定基準を教えてください。選定にあつては公正性・透明性を確保するために何か手段は講じられていますか。</p>	<p>2/2に政府の基本方針が改正され、変異株の監視体制強化が必要となったことを踏まえ、緊急での検査体制拡大が必要であったため、対応できるところから順に契約を進めました。また、契約にあつては、仕様書をもとに技術的意見交換を行い、実際の検査の性能が担保されることを確認したうえ、委託業務が適正に実行できる場所を選定しました。</p>
<p>この随意契約理由書に、当該契約者との調整が整った、とあるのは解析業務がスムーズに実施できる体制が整ったことの確認が取れたと言う意味ですか。具体的に教えてください。</p>	<p>ご意見のとおりです。具体的には、実際にテスト検査を行い一定の質で変異検出ができることを確認し、また、結果報告を行うシステム改修がなされていることを確認しました。</p>
<p>予定価格調書の予定単価ですが、契約者の見積単価をそのまま採用しています。随意契約といえども、単価が現在の市場価格を反映した適正なものであることの科学的な検証を必要としますが、何か実施しましたか。</p> <p>契約金額(単価)の合理性についてどのような検討を行ったのか。</p>	<p>今回初めての契約であり、過去に類似例はなく、また2/2に政府の基本方針が改正され、変異株の監視体制強化が必要となったことを踏まえ、緊急的に契約する必要があったため、市場価格を調査する時間的余裕もなかったところです。</p> <p>なお、契約にあつては業者と価格交渉を行い、ウイルス遺伝子検査の単価が10,000円から9,000円に引き下げられました。</p>
<p>一般競争入札(総合評価落札方式含む)での調達が実施できない理由を具体的に教えてください。すなわち会計法29条の3第4項に該当することとなった理由を具体的に教えてください。随意契約理由書の記載は十分なものではないと思います。</p>	<p>随意契約理由書に記載しておりますが、本案件は、その業者が保有している検体を、その業者自身に解析してもらうものであり、他の業者に委託することはできないため、会計法第29条の3第4項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当すると考えております。</p> <p>また、2/2に基本方針が改正され、変異株の感染状況の把握は急務であったが、一般競争入札とした場合、公告期間を50日以上確保する必要があり、契約時期は3月下旬となつてしまい、変異株の感染状況を把握することができないため、同項に定める「緊急の必要により競争に付することができない場合」にも該当すると思われました。</p>
<p>契約を行った令和3年2月10日時点で、株式会社エスアールエルしかこの解析業務を行う者がいなかったというところで宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
<p>緊急随契を理由としていますが、いつ解析業務の必要性が発生し、いつまでに解析することがもめられていたのかという具体的なスケジュールを明示して緊急性の説明をしてください。</p>	<p>2/2に政府の基本方針が改正され、可及的速やかに変異株の監視体制強化を行うこと(変異株スクリーニングPCRと、ゲノム解析での確認)が必要となりました。</p>

<p>令和3年度にかけて6~10者程度と同種契約を締結予定とのことだが、同種契約における契約金額(単価)は、本件におけるそれが目安となるのか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
<p>(分科会長の意見) 審議の結果、特に問題となる事項はありませんが、当会委員より随意契約理由書の記載内容が不十分との指摘がありましたので、改善をお願いします。すなわち、事実関係が会計法29条の3第4項のどの文言に該当するから随意契約としたのか事実関係を明確に論じる必要があるし、また、緊急随意契約に該当するのであれば、調達スケジュールを明確にしてその緊急性を述べて頂きたいとのことです。</p>	

<p>【審議案件7】 審議案件名 : マウス用及びマウス・ラット兼用個別換気式飼育ラック 一式 購入 資格種別 : - 選定理由 : 公募を実施している案件中、契約率が100%であり、1者応募であるため 注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所 契約相手方 : 株式会社夏目製作所 予定価格 : 10,133,475円 契約金額 : 10,133,475円 落札(契約)率 : 100% 契約締結日 : 令和3年3月1日</p>	
<p>(調達の概要) 公募を行ったところ、1者応募があり、株式会社夏目製作所が契約の相手方となった。契約率は100%である。</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>随意契約理由書では、当該飼育ラックを国内で販売できるものは1者のみなのか、代理店契約をしている販売店が複数存在するのか不明瞭な表現になっていますが、どちらですか。1者のみということですか。もし、複数者が存在するというのであれば、競争性のある調達方法（一般競争入札等）に移行しておく必要があったと思いますが、如何でしょうか。</p>	<p>随意契約理由書では、当該飼育ラックを国内で販売できる者は1者のみである、という意味でこのような表現をしました。日本での総代理店が直接販売を行っているため契約できる業者はその総代理店のみである蓋然性が高く、既存製品に搭載可能である機器が他者にある場合を除くと随意契約を締結するに十分な理由があると考え、公募により他者の競争参加がないことを確認したのち随意契約を締結しました。以上の過程から仕様に合った製品を販売する代理店は1者のみであり、競争性のある調達方法に拠らなくてもよいと考えました。</p>
<p>予定価格算定の根拠となる価格資料は契約予定者から徴取されて、その見積書と同じ価格を予定価格としています。予定価格が時価を反映した適正なものであることの検証は行われましたか。</p>	<p>通常において他機関への納入実績照会を経て予定価格の時価等の信頼性を担保しているところ、今回においては契約を締結できる業者が公募により1者のみであることが確認されていること、また、既存製品に搭載できる等仕様に合った製品が公募等において他に確認できなかったことから、契約予定者からの定価証明書を標準価格の参考とし、当該業者との過去の取引実績から、今回徴取した見積書における標準価格からの割引率が適正であることを確認した上で予定価格としており、算定根拠の信頼性は必要十分であると考えます。</p>
<p>契約金額の合理性はどのように担保されているのか（あるいは株式会社夏目製作所の一手販売なので株式会社夏目製作所の提示金額によるしかないのか）。</p>	<p>通常において他機関への納入実績照会を経て予定価格の信頼性を担保しているところ、今回においては契約を締結できる業者が公募により1者であること、また、既存製品に搭載できる等仕様に合った製品が公募等において他に確認できなかったことから、株式会社夏目製作所提供の見積書等を以て予定価格とする以外に方法がなく、契約締結前に価格交渉を行いました。契約金額は変わりませんでした。契約予定者からの定価証明書を標準価格の参考として予定価格に反映させ、契約予定者からの見積書を以て予定価格としており、その予定価格を超えない範囲での契約金額で契約を締結しているため、契約金額の合理性はあると考えます。</p>
<p>既存装置に搭載可能なのはA社製品のみということか。</p>	<p>既存装置に搭載可能な製品がA社製品のみであるかも含め公募により確認を行いA社製品の総代理店である株式会社夏目製作所のみが意思表示をしてきたため、既存装置に搭載可能なのはA社製品のみであると考えます。</p>

<p>既存装置については、どのような調達方法がとられたのか（競争に付しA社以外のメーカーの製品を提供する応札者も含め複数の応札者がいる中で株式会社夏目製作所が落札したのか、競走に付し株式会社夏目製作所が一者応札したのか、株式会社夏目製作所と随意契約したのか）。</p> <p>株式会社夏目製作所の一者応札、株式会社夏目製作所との随意契約だったとしたら、どのような要因・理由によるものか。</p>	<p>5年程前に現在の庁舎に移転した際、実験機器設備工事の調達の中で他の設備と併せて調達したもので、総合評価落札方式により、3者応札の中から某工事業者（株式会社夏目製作所及びA社とは別の業者）が落札し当所に納入しています。当該調達の入札仕様書においては、装置の仕様及び図面を示し、工事業者がその仕様等に基づきA社製品を調達、納入したものです。その工事業者と株式会社夏目製作所の関わりについては当所が関知したものではありません。</p>
<p>定価証明書はどのような意味をもつのか（株式会社夏目製作所の御見積書と合わせ読めば、見積金額が標準価格から値引きされたものであることを示す資料となるが、いかようにも作成可能なものであり、どれほどの意味を持つのか）。</p>	<p>当所において通常、定価証明書は納入実績照会を経て市場価格算定根拠の信頼性を確保しているところ、今回は納入実績を得ることができず、他の方法により定価を確認する手段がないため、株式会社夏目製作所が提示した定価証明書を標準価格の参考とし、株式会社夏目製作所との過去の取引実績から、今回徴取した見積書における標準価格からの割引率が適正であることを確認した上で予定価格としております。また、公募により他の業者が参入できないことが判明したため、標準価格を得る資料としては株式会社夏目製作所からの定価証明書以上の資料はないと考えます。</p>
<p>（分科会長の意見）</p> <p>審議の結果、特に問題となる事項はありませんが、当会委員より定価証明書が実勢価格を証明する上で、どの程度の意味があるのかという指摘がありました。恣意性が入り込む事を極力排除する点からも、定価証明書を補足する手段がないのかどうかぜひ調査をお願いしたいと思います。</p>	

【審議案件 8】

審議案件名 : 国立療養所松丘保養園中央センター外壁及び屋上防水更新工事
 資格種別 : 建設工事—建築一式工事（「B」又は「C」ランク）
 選定理由 : 一般競争入札（最低価格落札方式）を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため
 発注部局名 : 国立療養所松丘保養園
 契約相手方 : 株式会社佐々木建設工業
 予定価格 : 158,730,000円
 契約金額 : 114,400,000円
 落札(契約)率 : 72.1%
 契約締結日 : 令和3年2月24日

(調達の概要)

一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、5者応札があり、株式会社佐々木建設工業が契約の相手方となった。落札率は72.1%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回 答
<p>本件は低入札価格調査の対象となっています。開札調書の入札金額の平均値を取ると131百万円となり、この辺りが市況を反映した実勢価格に近い価格と判断できます。予定価格144万円と比較すると大きな隔たりは特に認められず、予定価格そのものが大きく適切性を欠いたものとは言えません。しかし、結果として予定価格が高めに設定されてしまった事実も否定できません。この辺はどのように分析していますか。</p>	<p>予定価格については、設計業者の積算を基に作成しております。3社から聴取した見積りや建設物価等を参考として積算されていますので妥当な価格と考えます。</p>
<p>予定価格調書の予定価格内訳書の直接工事の各単価は何に基づいたものですか。</p>	<p>業者から聴取した見積りや建設物価等に基づいたものです。</p>
<p>予定価格内訳書と落札者から徴取した工事費積算内訳書と比較すると、低入札調査質問書にもあるとおり、例えば、直接工事費の屋根防水改修工事費の中で大きなウエイトを占める超速硬化ウレタンスプレー塗膜防水吹付の単価は落札者工事積算内訳書の約2倍の単価となっています。この部分だけで12百万円の差が発生しています。予定単価が市況を反映していなかったと考えられますが、如何でしょうか。</p>	<p>結果的には差額が発生していますが、3社から見積りを聴取してその中の最低価格を基に掛率80%をかけて算出していますので市況を反映していないことはないと考えます。</p>
<p>低入札価格調査において「過去に施工した公共工事名及び発注者」を調べており、その資料の中に「完成検査の結果について」という書類が複数見受けられます。その中で成績評定点数がいずれも70点台から80点までとなっており、それがどのような理由によるのかを調べていますでしょうか。公共工事の有無だけでなくその質については問題なかったのでしょうか。</p>	<p>成績評定点数の理由までは調べておりませんが、74点以上だったため特に問題ないと考えました。</p>
<p>契約相手方の工事費について、一級建築士が「直接工事費」、「共通仮設費」は（設計金額と比較して）「低いと思われる」と指摘するほか、「下請業者等へも無理な負担とならない様留意して頂きたい」と指摘していること等を踏まえると、契約相手方が低入札価格調査基準額を下回る価格で本件工事を施工可能であるのは下請業者等の負担によるものではないのかとの懸念を生ずる。この点に関する検討は行われているのか。</p>	<p>一級建築士からの意見については業者にも伝えており、下請業者からの見積りを基に算出しているため問題ないとの回答だったので検討は行っていません。</p>

(分科会長の意見)

審議の結果、調達案件として特に問題はありませんが、当会委員より、事業者の過去の工事案件の評価点数の確認を行うときには、総合点のみの確認だけではなく、個別項目の点数についても十分確認（異常点の有無等）しておく必要があるのではないか、という指摘がありましたのでご留意下さい。

【審議案件9】

審議案件名 : 国立療養所星塚敬愛園不自由者棟空調整備工事
 資格種別 : 「管工事」(「A」又は「B」ランク)
 選定理由 : 一般競争入札(総合評価落札方式)を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため
 発注部局名 : 国立療養所星塚敬愛園
 契約相手方 : 中外電工株式会社
 予定価格 : 170,060,000円
 契約金額 : 90,574,000円
 落札(契約)率 : 53.3%
 契約締結日 : 令和3年3月9日

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、6者応札があり、中外電工株式会社が契約の相手方となった。落札率は53.3%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回答
<p>当該案件は低入札調査の対象になっています。入札状況調書を基に入札平均価格を計算すると113百万円となっております。この辺りが実勢価格に近いものと推察されます。予定価格が高すぎたのではないのでしょうか。</p>	<p>今回の空調更新整備工事の空調機器単価は刊行物等によることが困難であるためメーカーの見積もり価格を採用しています。3者見積もりを徴収し、最低価格のメーカーに掛け率を掛けて直接工事費を算出しており、それに基づき経費を算出していますので予定価格は妥当であったと思われま。</p>
<p>予定価格内訳書の機器類の単価はどのような価格ですか。時価を反映したものでしょうか。根拠となる資料をお見せください。過去の実績、市況等を考慮して科学的に検証されたものになっていますか。</p>	<p>単価は3者見積もりを徴収しており、その中の総金額が最も安価であるメーカーを採用しています。(同一建物内で異なるメーカーが混在することは一般的にないため総金額の最低メーカーを採用。)その価格に実勢掛け率45%を掛けた単価を採用しています。また、実勢掛け率は工種にもよりますが通常70%~80%ぐらいであることが多いが、空調機器は大量購入することでスケールメリットを得ることが可能となるため、設計事務所にヒアリングを実施させ実勢掛け率45%を決定しております。</p>
<p>当案件は総合評価落札方式となっています。最終的に落札者を決定するときには技術点を入札価格で除したところの評価値を出す必要があります。この評価値の計算結果は資料の中にありますか。もし、なければ必要な資料ですので、添付して下さい。</p>	<p>電子調達システムにおいて誤って最低落札価格方式の案件として登録してしまったため、システムによる評価が出来ませんでした。従来どおりのエクセルファイルによる評価を行いました。先の資料にはありませんでしたので、追加資料として添付いたします。</p>
<p>技術評価加算点結果表の安全管理の項目のところ、各委員間の評価に大きな隔たりがあるところがあります。例えばD社の評価で、ある委員は5点の評価を与え、別の委員は0点の評価を出しています。各評価ポイントについての共通認識が不足しているのではないかと推察されますが、如何でしょうか。</p>	<p>外部委員A:評価点0点(得点5点)B:評価点0点(4点)に比して内部委員A:評価点5点(14点)B:評価点3点(7点)と高い点数を与えている。専門家の意見とは認識が違っていた点はあるかと思います。</p>
<p>技術提案書加算点数評価において「安全管理」の点数が極めて低く(下位から2位)、合計でも下位から3位の者が入札によって最低価格だったために契約となったようですが、そもそも技術提案書において低い評価となった点についての確認・対応策はなされているのでしょうか。</p> <p>入札金額が次順位のA社は技術提案書加算点数評価結果が最高得点であるが、総合評価における価格と技術力との配分(配点)はどのようなになっているのか。</p>	<p>総合評価における加算点は30点であるが、合計でも加算点は6.0~8.5点と標準点100点に比して著しく低い価格による評価が大きかったと考える。</p>

<p>低入札価格調査において「過去に施工した公共工事名及び発注者及び工事評定通知書の写し」を調べており、その資料の中に記載されている評定点がいずれも70点台から82.8点までとなっています。それがどのような理由によるのかを調べていますでしょうか。公共工事の有無だけでなくその質については問題なかったのでしょうか。</p>	<p>低入札調査時に提出された工事評価表には鹿屋体育大研究棟空調設備工事において評定点 72 点が提出されているが、事前提出書類では鹿児島刑務所機械設備改修工事の評定点 75 点が提出されており、73 点未満ではなかったため、マイナス評価とはならなかった。</p>
<p>「入札事情説明書記載の事情や、ダイキン製品の取引量が多いことから同製品を安価で調達できるという事情により、他者に比して低価格での施工が可能である」という契約相手方の説明は一般論としては理解できるが、契約相手方の入札金額と他の応札者の入札金額との差額に照らすと、この説明だけでは不十分であると感じる。</p>	<p>ヒアリングの結果、中外電工においては同様な工事案件をいくつか抱えているため、スケールメリットを活かして安価な資材の調達が可能であること。また本社は鹿児島市内で遠方であるが、施工場所に近い鹿屋営業所の他に、ほど近い志布志、霧島にも営業所があり、資材の運搬に係るコストカットが実現できることも低価格で入札できた原因と考える。</p>
<p>(分科会長の意見) 審議の結果、調達案件として特に問題はありませんが、当会委員より留意事項として以下の点が挙がっております。まず、技術加算点を評価するときに、内部委員と外部委員の評価値に大きな隔たり（最低点と最高点）が発生している箇所があります。このような場合には各委員にヒアリングを行う等原因の調査・分析を行って調整を行う等より適切な評価に結び付ける必要が生じている点、また、過去の公共工事の評価点について、総合点を確認するだけでなく、個別項目の確認（異常点の有無等）も適宜実施する必要がある点の2点です。今後の調達の参考として下さい。</p>	

39 都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
電話03-5253-1111（内7965）